

双葉都市計画公園の変更に係る都市計画案の縦覧について

●双葉都市計画公園の変更に係る都市計画案を下記のとおり縦覧します。

福島県では、都市計画法第21条第2項で準用する同法第17条第1項の規定により、双葉都市計画公園を変更するため、当該都市計画の案を次のとおり縦覧します。

1. 縦覧する案件

○都市計画公園(8・5・1号福島県復興祈念公園)の都市計画変更(県決定)

2. 案の縦覧期間及び縦覧場所

○縦覧期間 令和7年10月10日(金)～令和7年10月24日(金)までの平日
(午前8時30分から午後5時まで)

○縦覧場所(案の縦覧及び意見書の提出ができる場所)

	機 関 名	電 話 番 号
1	福島県土木部都市総室都市計画課	024-521-7045
2	福島県相双建設事務所復旧・復興部復興祈念公園・海岸課	0244-26-1194
3	双葉町建設課	0240-33-0129

3. 意見書提出ができる方

双葉町の住民並びに利害関係人

4. 意見書の提出

意見書を提出したい方は、令和7年10月10日(金)～令和7年10月24日(金)までの平日(午前8時30分から午後5時まで)に、次の事項を記述した意見書を上記縦覧場所の機関へ提出してください。

- 1)住所
- 2)氏名
- 3)意見 ※意見書は任意様式です。

【問い合わせ先】

福島県土木部都市計画課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電 話:024-521-7045 F A X:024-521-7956

Email:toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp